

外務大臣 玄葉光一郎 殿
外務省 人権人道課長 殿

申 入 書

2011年9月26日

東京都新宿区四谷一丁目18番6号
四谷プラザビル4階
いずみ橋法律事務所内
TEL 03-5312-4826 FAX 03-5312-4543
全国難民弁護団連絡会議
代表兼事務局長 弁護士 渡 邊 彰 悟

平成22年に第三国定住プログラムを通して来日し、現在千葉県に在住する難民2家族の現状についてご報告するとともに、今後の第三国定住プログラムによる難民の受け入れについて、以下の通り申し入れます。

記

第1 事実経過

- 1 平成23年3月9日に研修を終了した、父《人名削除。以下「家族A父」とする。》及び母《人名削除。以下「家族A母」とする。》及び子ども3人の5人家族、父《人名削除。以下「家族B父」とする。》及び母《人名削除。以下「家族B母」とする。》及び子ども5人の7人家族は、それぞれ3月中に千葉県に引越し、農業生産法人《会社名称削除。以下「訓練先法人C」とする。》で「職場適応訓練」を開始しました。

* 本メディア配布用「申入書」では、難民の個人情報（人名、会社名称等）を削除してあります。

2 訓練開始前，両家族は，訓練時間は午前8時から午後5時まで，土日は休日，病欠をしても支給される金銭は減額されないと聞いていました。ところが，訓練開始後間もなく，訓練時間は原則として午前7時から午後6時となり，土曜日にも訓練に出なければならなくなりました。訓練先からは，5月以降は次第に午前6時半，5時半，4時半（週に1回）の訓練開始を求められました。日々の訓練時間は10時間以上，一週間で60時間を超えました。訓練時間が長時間になり土曜日の訓練が続いても，難民事業本部から支給される「訓練受講援助費」は各人，1ヶ月約12万円と変わりませんでした。

両家族は，難民事業本部の担当者に対し，4月中に土曜日を休日にすることを求めましたが，これに対する返事はありませんでした。5月以降には訓練時間の短縮を求めましたが，この要求は拒否されました。6月17日に手紙でこれ以降土曜日は休むことを伝えましたが，難民事業本部の担当者から休んではならないとの連絡を受けました。

3 7人家族の**家族B母**は5月16日より訓練開始となりましたが，訓練前には3男の2歳児《人名削除。以下「**家族B三男**」とする。》を保育園に預けなければならませんでした。自宅から保育園，保育園から職場までは往復約2時間かかります。自宅から約30分間最寄り駅まで歩き，駅からバスに約15分間乗り，降車したバス停から保育園まで約15分歩きます。**家族B母**は慣れない農作業と日々の保育園の送迎，他の子ども達の世話や食事作り等の家事で精神的肉体的にも疲労したせいから，5月頃から1ヶ月以上もの間生理が止まらなくなりました。特に，子どもをおんぶして保育園まで行く道中で出血が続きました。難民事業本部の担当者にこのことについて連絡すると，一度病院へ連れて行ってもらうことができましたが，その後の対応はありませんでした。

4 **家族B三男**は1ヶ月間に4，5回39度を超える高熱を出すなど体調が優れないため，母**家族B母**は**家族B三男**を心配し，訓練を休みたいと難民事業本部の担当者に連絡しましたが，難民事業本部の担当者からは，通訳や担当者が子どもの面倒を見るので訓練に出る

ようにと言われ、訓練を休むことが出来ませんでした。

- 5 難民事業本部の担当者からは、生活保護の受給は、第三国定住を潰すことを意味するし、また働きたくないことの証でもあるから、生活保護を受給してはならないと聞かされていました。そのため、どんなに生活が苦しくても生活保護には頼ってはならないと認識させられました。
- 6 両家族は、来日後間もなく、また千葉県に引っ越してからも、難民事業本部の担当者から、難民事業本部の通訳以外と連絡を取ってはいけないと言われ、固定電話、FAX、インターネットをひいてはいけないと言われました。日ごろより難民支援に携わっているNGO等は、難民事業本部の職員から、両家族と連絡を取ることを差し控えるようにとの発言を受けました。
- 7 両家族は、7月1日に帰宅する際、訓練先から翌日の土曜日には午前4時半に訓練に出るようにと言われ、このままでは生活を維持することができないとして、7月2日から訓練に行かなくなりました。
- 8 5人家族の長男《人名削除。以下「家族A長男」とする。》は千葉県市川市にある夜間中学校に通っていましたが、自宅から中学校までは往復2時間半ほどかかり、帰宅時は真っ暗な夜道を自転車です30分以上こぎ続けなければならず、帰宅時間が午後11時を過ぎることから、7月中旬には中学校へ通うことを断念しました。
- 9 7月下旬の話し合いの結果、難民事業本部は、①訓練時間の短縮、②土曜日の休日の確保、③家族B母の保育園までの送迎手段の確保を約束し、④家族A長男の他の中学校への転入についても対応すると述べ、両家族は8月1日に訓練先に復帰しました。ところが、訓練に復帰した翌日の8月2日からは以前と同様に、午前7時からの開始となりました。保育園までの送迎については、他者に依頼すると、一ヶ月約3万円の支払をしなければならなかったため、他者を通じての保育園の送迎は断念せざるをえませんでした。家族B母は8月下旬、5月頃から続いていたわき腹から背中にかけての痛みの

ため医師に安静を告げられ、1週間訓練を休みました。

- 10 8月下旬、7人家族の両親**家族B父**及び**家族B母**事前に許可をえることなく、難民事業本部及び貴省の許可を受けた取材関係者が、小学校に赴き子ども達の取材をしました。これをきっかけとして、**家族B父**及び**家族B母**は、弁護士渡邊彰悟外3名に難民事業本部との連絡送受信等につき依頼し、8月30日、代理人らは難民事業本部に対し通知書を送付しました。
- 11 9月8日、難民事業本部の担当者と代理人との電話でのやり取りにおいて、7人家族の意思として難民事業本部の担当者に直接会うことは難しいことを伝えていたにもかかわらず、翌8日、担当者は**家族B父**に直接会いに行き接触しました。
- 12 9月10日、5人家族の母**家族A母**より難民事業本部との連絡送受信等につき依頼を受け、9月22日、5人家族父**家族A父**より同様の依頼を受け、同日、難民事業本部に通知しました。
- 13 9月13日、代理人らが難民事業本部に赴き、現状の代理人側の認識と問題点について申し入れを行いました。
- 14 9月23日、**訓練先法人C**において、難民事業本部の担当者らと**家族A父**及び代理人らは面談し、**家族A父**が9月22日以降**訓練先法人C**と契約締結をしないことが確認されました。

第2 問題点

1 訓練という名の労働

上記の通り、難民たちは、長時間の訓練を強いられていましたが、その実態は労働そのものといわざるをえず、労働に見合った対価も支払われていません。仮に季節産業であり、夏季の作業時間が長時間になることがやむを得ないとしても、それについての十分な説明はなされておらず、難民たちは理解することができませんでした。また、支給される金額が最低賃金にも満たず、作業に見合った対価が支払われていないこと自体問題であると指摘せざるを得ません。

2 困窮した生活

7人家族は訓練開始当初、父**家族B父**の約12万円の訓練費のみで生活を維持しなければならず、それ自体健康で文化的な生活とは程遠いものでした。彼らの生活水準が極めて低い状態にあることは大きな問題のひとつですし、そのうえでの生活保護に対する誤った説明は、さらに難民たちを窮地に追いこむものであるといわざるをえません。

3 他者との連絡遮断

難民が日本社会で生きて行くためには、地域社会や支援団体、既に日本に定住しているカレン民族コミュニティなどとの交流が必要不可欠です。日本での生活に戸惑うことも多く、いまだ日本の環境に十分に適応することができていない彼らにとって、言語や文化を同じくする同民族の仲間達からの支援やアドバイスは特に有益でありますし、地域住民との交流を通して生まれる地域社会とのつながりも重要です。また、自身の日本語能力や生活環境に不安を持っているしばらくの間、支援団体とのつながりは彼らの命綱といっても過言ではありません。こうした様々な関係各機関との交流を阻むことは日本社会での定住・統合への障害とはなっても決して利益になることはありません。

難民事業本部からは決して排他的になるつもりはない旨の説明を受けましたが、引越し前の研修期間はもとより、千葉県に引っ越してから特に難民が訓練を一時中断する7月までの間は、上記の通り他者との交流は遮断されていました。

今後は、他者との連絡を遮断するような形での支援は改められるべきと考えます。

4 子どもの教育

千葉県には夜間中学校が1つしかなく、5人家族の自宅から夜間中学校までは距離が遠く、通学に時間がかかるため、5人家族長男の**家族A長男**が夜間中学校に通い続けることができるかどうかについては、当初より懸念されていました。**家族A長男**が7月中旬に中学校に通うことを断念したことは、予測可能であったというべき

です。家族A長男は学校に通いたい、勉強したいという意欲にあふれており、環境さえ整えば今すぐにでも学校に通う意思があります。

他の子ども達についても、小学校、中学校で行われている授業についていくことができているのか、日本語学習のフォローがなされているのか等様々な疑問が生じています。

5 通訳

9月23日に訓練先法人Cにおいて面談した際、難民事業本部は2人の通訳人を同席させていましたが、1人の通訳人だけではカレン語の会話を日本語に、あるいは日本語の会話をカレン語に通訳することができない状況にありました。また、いずれの通訳人も日本語の会話能力が極めて低く、家族B父が発言した内容を正確に通訳しているとは考え難いものでありました。したがって、不十分な通訳によって、難民らの意見や発言が適切に難民事業本部に伝えられていないおそれが高いといえます。

第3 ご提案

上述した事実経過及び問題点を踏まえますと、まず、6か月間の職場適応訓練が、制度上予定されていない「労働」形態とならないように、訓練先や訓練状況を適切に監督・指導する必要があります。少なくとも最低賃金が保障されるような訓練形態を維持すべきです。

また、難民の日本社会での定住を促進させるためには、地方自治体、難民コミュニティ、各方面でのNGO、支援者らを含めた支援体制が再構築されるべきでありますし、そのためには関係各機関がどのように関わり、支援すべきかについて定期的に協議・議論する場を設けるべきであると考えます。

特に研修期間のあいだから、在住する同民族のコミュニティとの交流を持たせることは重要であると思われまますし、研修終了後の6か月間の訓練期間中には、関係者が難民のニーズにあわせた様々な支援を行うことが検討されるべきと考えます。今月末には第二陣となる本年受け入れ予定の難民が来日しますが、千葉県在住の2家族と同様の問題を抱えさせないためにも、支援体制の見直しが急務であると考えます。特に通訳人の問題は喫緊の課題であると考えます。不正確な通訳に基づくコミュニケーションは、誤解やトラブルを生

じさせる原因になります。カレン民族の難民を受け入れる以上、カレン語話者で日本語能力の高い通訳人の確保が必須でありますし、かかる通訳人が確保できない場合には、通訳人の日本語能力を向上させるための指導・教育を行うべきです。

さらに、来年来日する予定の第3陣の難民たちの受け入れ態勢については、6ヵ月間の研修を含め抜本的な見直しを見据えて、関係各機関との議論の場を設けるべきであると考えます。

御省におかれましては、難民たちに「難民キャンプに帰りたい」と言わせるのではなく、「日本に来てよかった」と心から思ってもらえるような受け入れを実現させるべく、関係各機関との協議の場をぜひとも設けていただきたく、申し入れる次第です。

以上